理　　由

第１　本件処分請求の内容等

公安調査庁長官の本件処分請求に係る処分の内容及び請求の原因となる事実の要旨は別添１－１「更新請求書」記載のとおりであり、同長官提出に係る証拠書類の目録は別添１－２「証拠書類一覧表」記載のとおりである。

第２　被請求団体の意見

被請求団体の意見の要旨は、①法に規定する観察処分は憲法第13条、第14条、第20条、第31条、第35条等に違反している、②法第５条第１項各号の該当性の判断に際しては具体的現実的危険性が必要とされるべきである、③法第５条第１項各号に掲げる事項には該当せず、引き続き活動状況を継続して明らかにする必要も存しない、④「ひかりの輪」は、被請求団体とは別個の団体であって被請求団体には含まれない、⑤観察処分の期間更新決定において法第５条第３項第６号に規定する報告事項が付加されることは違法であり、観察処分の期間更新決定がなされるとしても、当該報告事項は認められるべきではない、などというものであり、被請求団体提出に係る証拠書類等の目録は別添２のとおりである。

第３　当委員会における審査の概要

当委員会は、法に規定する規制措置が国民の基本的人権に直接関わるものであることを念頭に置き、本件処分請求に係る処分要件の存否について特に慎重に認定判断を行うよう努めた。

そして、被請求団体に十分な防御の機会を与えるため、法の予定しているところではないが、当委員会の裁量により、公安調査庁長官提出に係る①更新請求書、②証拠書類等目録、証明すべき事実との関係を明らかにした書面等、③証拠の全部（別添１－２記載の証拠書類計736点）を被請求団体に開示することとし、被請求団体代理人弁護士前田裕司ほか２名に対し、上記①及び②並びに③のうち別添１－２記載の証拠書類番号１、２、39、270、344、403、533、587、674の各写しを交付するとともに、③の残りの証拠書類について閲覧の機会を与えた。その上で、法第26条第３項の規定に基づき被請求団体の意見を陳述した書面を提出させるとともに、これも法の予定しているところではないが、平成24年１月10日、被請求団体から口頭による陳述を聴取した。

その後、当委員会は、可及的速やかに審査を遂げ、本決定に至ったものである。

第４　当委員会の認定

１　被請求団体の現況

当委員会は、平成15年１月23日付けの期間更新決定（以下「第一回の期間更新決定」という。）及び平成18年１月23日付けの期間更新決定（以下「第二回の期間更新決定」という。）を受けた、平成12年１月28日付け当委員会決定（以下「本件観察処分決定」という。）に係る被請求団体を、平成21年１月23日付けで、３年間、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を更新する旨の決定（以下「第三回の期間更新決定」という。）をし、この決定は、同月30日、官報で公示され、同年２月１日、期間が更新された。

被請求団体は、第三回の期間更新決定時には、「Aleph」の名称を用いる集団（以下「Aleph」という。）と「ひかりの輪」の名称を用いる集団（以下「ひかりの輪」という。）を中心として活動していたところ、第三回の期間更新決定後も、「Aleph」は、その基本的性質に変化はなく、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）に対する絶対的帰依を明示的に強調して活動している。

一方、「ひかりの輪」については、松本に対して帰依し、松本の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意思を実現することを目的として組織されたものであり、松本及び同人の説くオウム真理教の教義を共通の基盤としつつ、被請求団体の重要な一部を構成しているものと、当委員会が第三回の期間更新決定において認定したところである。「ひかりの輪」は、同決定後も、引き続き、表面上は松本やオウム真理教との関係を否定しつつも、実質的には松本や同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に帰依することを説き、また、オウム真理教において認められた、修行体系や「ロータス・ヴィレッジ構想」とほぼ同様の修行体系や構想を維持していると認められるほか、「Aleph」及び「ひかりの輪」の双方から構成員として報告されている者が複数存在するなど、第三回の期間更新決定時と基本的性質に変化はなく、依然として、被請求団体の重要な一部を構成しているものと認められる。

２　被請求団体の法第５条第１項各号該当の有無

⑴　第１号該当性について

松本が、いわゆる「松本サリン事件」及び「地下鉄サリン事件」（以下、両事件を併せて「両サリン事件」という。）の首謀者であることは、当委員会が本件観察処分決定、第一回ないし第三回の期間更新決定（以下、これらの決定を併せて「これまでの決定」という。）において重ねて認定してきたとおりである。また、松本が、下記のとおり、被請求団体の活動に影響力を有していることが認められるので、被請求団体には、法第５条第１項第１号に該当する事由がある。

ア　法第５条第１項第１号の、「影響力を有している」とは、特定の者の言動が、団体の活動の方向性を左右する力あるいは内容に変化を生じさせる力を有していることをいうものと解されるところ、両サリン事件当時から第三回の期間更新決定時に至るまで、松本が、被請求団体の活動に影響力を有していたことは、これまでの決定において当委員会が認定したとおりである。

イ　被請求団体における松本の影響力が容易に払拭され得るものではないことは、これまでの決定において当委員会が認定してきたところであり、現在においても、依然として、被請求団体においては、松本がその活動に影響力を有していると認めるに足りる諸事情が認められる。

すなわち、被請求団体においては、第三回の期間更新決定後も、①幹部構成員らが、各地における説法や機関誌を通して、構成員に対し、松本を、主神であるシヴァ神の化身であり、かつ、教祖であると位置付け、「尊師」、「グル」と尊称し、松本及び同人の説くオウム真理教の教義への絶対的帰依や松本の説く「衆生救済」の実現の重要性を強調した指導をしていること、②松本がかつて行った説法を収録したＤＶＤ等を用いて構成員に教学させたり、松本が行ったタントラ・ヴァジラヤーナの実践や「日本シャンバラ化計画」等の危険な説法を細部まで忠実に再現した教材を発行・使用して構成員に教学させるとともに、松本が直接指導していたころと同様のＰＳＩ（パーフェクト・サーヴェーション・イニシエーション）の装着の奨励などといったマインドコントロールの手法を用いた儀式・修行を行うなどして、自己の意思や思考を捨て、松本及び同人の説くオウム真理教の教義に絶対的に従う意識を扶植する指導を行っていること、③殺人を暗示する危険な教義等を説いた松本の説法を収録したＤＶＣＡＭやＤＶＤを依然として保管し続けていること、④松本の誕生を祝う催しを開いたり、幹部構成員らが、構成員に対し、説法を通して死刑判決が確定した松本の死刑執行の回避や延命を祈願するよう指導していること、⑤松本の指示に従い、松本の子を「王権」の後継者として扱っていること、⑥幹部構成員らに両サリン事件を正当化する発言が認められること、⑦「ひかりの輪」は、松本に対して帰依し、松本の説くオウム真理教の教義に従う者によって、観察処分を免れ、松本の意思を実現することを目的として組織されたものであり、現在においても、表面上は松本やオウム真理教との関係を否定しつつも、実質的には松本やオウム真理教の教義に絶対的に帰依することを説き、また、オウム真理教において認められた修行体系等を維持していること、⑧構成員の言動にも松本に対する深い帰依や同人の説くオウム真理教の教義に従う意思を示すものが随所に認められることなどが認められる。